

行方市行政改革大綱

～ 市民と行政が協働するまちづくり～
(平成18年度～平成22年度)

平成18年9月

行 方 市

目 次

1 . 行政改革大綱の基本的事項	2
(1) はじめに	2
(2) 行政改革の必要性	3
2 . 行政改革大綱の計画	3
(1) 位置づけ	3
(2) 期間	3
(3) 進行管理	4
(4) 進捗状況の公表	4
3 . 行政改革大綱の重点項目	5
4 . 行政改革大綱の推進項目	5
(1) 事務・事業の再編並びに整理	5
行政評価の導入	5
民間委託等の推進	5
広域行政推進	5
補助金等の整理合理化の推進	5
(2) 組織機構の適正化と職員の能力向上	5
(3) 定員管理及び給与の適正化の推進	5
職員定員の適正化	5
給与制度等の適正化	6
(4) 市民の参画による公共サービスの向上	6
市民参画と地域協働によるまちづくり	6
行政情報提供・公開の推進	6
(5) 財政の健全化	6
収入の確保	6
補助金の見直し	6
利用者負担の適正化	6
財産の処分	6
(6) 情報化の推進	7
I T によるサービス提供	7
I T による行政事務の推進	7
5 . 行政改革大綱の推進体制	8
6 . 行政改革大綱の実施計画	9
用語の解説	2 3
資 料	2 5
・ 行方市行政改革推進委員会設置条例	2 5
・ 行方市行政改革推進委員会委員名簿	2 6
・ 行方市行政改革推進本部設置要綱	2 7
・ 職員の定員管理計画	2 9
・ 大綱策定までの取組状況	3 1
・ 行方市の歳入歳出状況	3 1

1. 行政改革大綱の基本的事項

(1) はじめに

地方分権が進む中、住民に最も身近な自治体である市町村には自らの判断と責任の下に、政策を立案し、安定した行政サービスを行っていくことが求められています。しかし、経済の右肩上がりの時代は終わりを告げ、人口減少時代が到来する中で、今までの市町村の規模では、雇用の場の創出、定住人口の増加策、少子高齢化社会に対応した福祉・教育・保健医療等の充実などの社会的課題への対応が難しくなってきました。

これらのことを背景に、スリムで効率的な行政運営と行政能力の向上、適切な財政基盤の確立を図り、将来にわたって住民の多様なニーズに対応した行政サービスを提供していくために、麻生町、北浦町、玉造町の3町が平成17年9月2日に合併して「行方市」が誕生しました。

これまでの行政改革大綱の取り組みとしては、旧3町に、それぞれ行政改革大綱（麻生町行政改革大綱・北浦町行政改革大綱・玉造町行政改革大綱）が策定され、主に事務・事業の見直し、職員手当の見直し、財政運営の健全化、住民サービスの向上、広報活動の充実などを取り組んできました。

また、現在の行方市の状況は、茨城県内44市町村（平成18年3月末現在）の中で、財政力指数は41番目の0.388（平成16年度決算時）、高齢化率は40番目の25.3%（常住人口調査：平成17年7月1日現在）、平成12年度から平成27年度までの人口推計では10.1%の減の見込みで42番目となっているなど、厳しいものであり、財政状況とあわせて共通認識として危機感を持って進んで行かなければなりません。一方、このような厳しい現実もありますが、新市行方市には多くの地域資源があり、そのひとつが農業です。四季を通じて60数種の野菜が出荷され、主要農産物の産出額は、せり、エシャレットしゅんぎくは全国で1位であり、チンゲンサイ・大葉・葉タバコは県内でトップの位置を占めています。これは、旧町時代から連続と続いてきた努力に培われたものであり、誇りうる財産であることを忘れてはなりません。農業部門の確固たる地位は行政ばかりではなく、多くの市民の努力と情熱が結実した結果であります。

このことから、財政や人口などの問題も、市民と行政の協働(*1)により解決されるものであり、「行方市らしさ」の表現ができるまちづくりを進めたいと思います。そのためにも行政改革を実のあるものとするために、市民の声が反映されなければなりません。平成18年5月より行方市意見公募(パブリックコメント)(*2)が施行され、市民の意見、地区懇談会で寄せられた意見、まちづくりに関するアンケートなどの結果を尊重しながら策定したものです。

*は、23ページの用語の解説を参照

(2) 行政改革の必要性

新しいまちづくりに取り組むために合併した行方市に求める市民の期待は非常に大きいものがあります。市民の負託に応えるためには、合併した今こそ新しい行政の創造のため改革が必要です。合併した効果を、より増幅させる上でも行政改革を核として、市民が一体となったまちづくりをしていくものであります。

いま、国および地方とも財政においては、これまでにない危機的状況にあり行方市もまたその例外ではありません。現在の状況では、財政力は今後弱まっていくことが必至となり、時代を生き抜いていく持続可能な行政の確立を図るためには、行政をスリム化するとともに効果的な行政運営を進め行政として真に必要なことを見極め、柔軟で力強い財政構造に転換する必要があります。

また、ますます加速する人口減少化時代を迎え、地域間競争が激化していきます。地域の独自性を活かし地域間競争に勝ち抜いていくため、ここに「行方市行政改革大綱」を策定し市民から見た行政評価、行政のコスト意識、業務の成果に重点をおき、これまでの行政と市民との関係を抜本的に見直し、限られた行政資源を総合的・効率的に活用するとともに、市民の役割と責任についてもますます重要になってきており、市民と行政が協働するまちづくりをめざして、行政改革に取り組むことが必要です。

2. 行政改革大綱の計画

(1) 位置づけ

平成17年3月に総務省から「地方自治体における行政改革の推進のための新たな指針」(*3)が示されました。この指針により、一層積極的な行政改革の推進に努めなければなりません。指針の内容は、行政改革大綱の見直しと集中改革プラン(*4)の公表を掲げ、簡素で効率的・効果的(*5)な地方行政体制の整備を求めています。

平成18年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法(行政改革推進法)」の中で、地方公務員に対しても、平成17年4月1日における職員数を平成22年4月1日までに4.6%以上の純減を掲げています。

そのために、行方市は、市民サービスを一層向上させること、行政のスリム化を図ること、行政の効率化を図ることを目的として、新しい行方市にふさわしい行政運営を構築する指針として策定するものです。

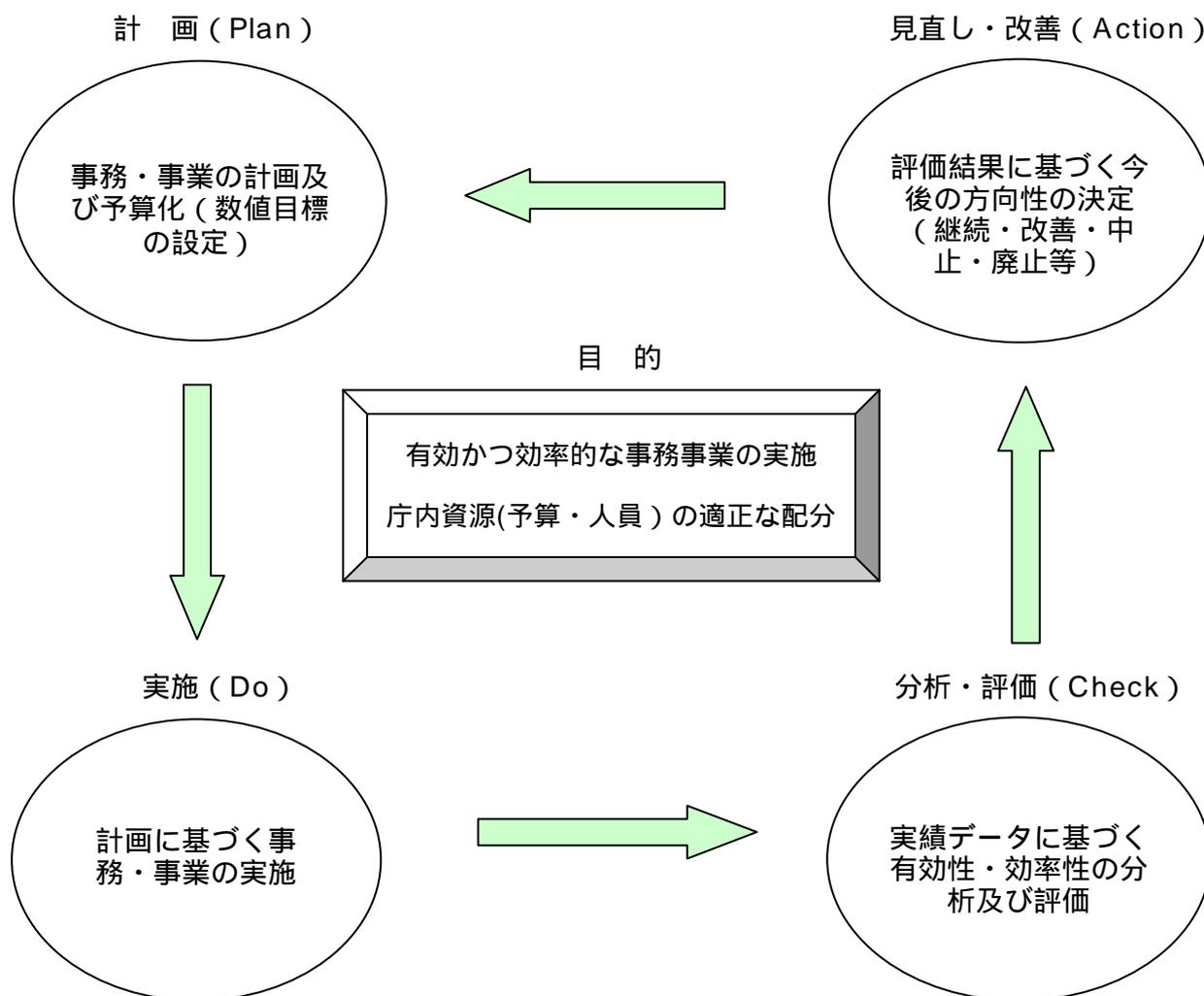
(2) 期間

策定の対象期間は、平成18年度～平成22年度の5年間とします。

(3) 進行管理

実施の計画については、推進体制の中での最上位に位置づけられている行政改革推進本部において進行管理をしていきます。運営全般について、実施の検証を行い、その見直しをし計画を再度策定して、実施するという「PDCAサイクル」(*6)に基づいて点検管理をするものです。

[PDCAサイクル]



このサイクルを毎年度実行します。

(4) 進捗状況の公表

各年度末に、総括を行って行政改革推進委員会に報告をするものです。また、報告時においての意見を考慮して、次年度の計画を策定して実施していくものとします。以上の内容については、市のホームページや市報等において、わかりやすく公表していきます。

3. 行政改革大綱の重点項目

- (1) 事務・事業の再編並びに整理
- (2) 組織機構の適正化と職員の能力向上
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 市民参画による公共サービスの向上
- (5) 財政の健全化
- (6) 情報化の推進

4. 行政改革大綱の推進項目

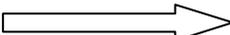
- (1) 事務・事業の再編並びに整理

限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げるには、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ迅速に対応していく必要があります。行政の果たすべき役割を常に考え、全ての事務事業について、緊急性、重要性、効率性を検討しながら絶えず見直しを行い、効率的な行政運営を進めます。

効率的・効果的な行政運営を行うため、行政評価(*7)システムの導入と活用を図ります。行政運営の効率化や市民サービスの向上が図られる事務・事業については、民間委託の検討、指定管理者制度(*8)の活用を推進します。

広域的な処理が適切な事務・事業については、広域行政圏と連携した効果的な行政運営を推進します。

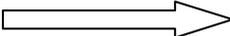
補助金等については、経費負担のあり方、補助効果等を精査の上、終期の設定、廃止、統合等の整理合理化を推進します。

 推進項目 1 番 ~ 1 4 番を参照

- (2) 組織機構の適正化と職員の能力向上

新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる簡素で機能的な組織を構築するとともに、事務事業の終了と同時に関連する組織並びに定員を見直し、さらには外郭団体等の効率的な運営確認など、定員と組織・機構を一体的に管理していきます。

また、公務能率の向上を図り、政策形成能力と創造性を備えた職員を育成するために、積極的に職員の資質向上を図ります。

 推進項目 1 5 番 ~ 2 0 番を参照

- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進

義務的経費である職員給与費等の人件費が財政硬直化の一因となることから、効率的な行政運営を図るため、新たな定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。

これまでの定員管理の実績、今後の行政ニーズの動向等を考慮した定員適正化計画を策定します。策定にあたっては、地方分権や本市の地域性及び現況さらに定員モデルや類似団体別職員数の状況を参考に検討します。

本市の厳しい財政状況、公務員を取り巻く社会環境、国の公務員制度改革の動向を踏まえ給与等の適正化を行います。

➡ 推進項目 2 1 番 ~ 2 3 番を参照

(4) 市民の参画(*9)による公共サービスの向上

市民協働のまちづくりを進めるため、行政が行うべき分野、市民と行政が一体となって進めていく分野、市民の責任において主体的に進めていく分野について検討するとともに、NPO(*10)やボランティア団体との連携を進めます。また、地方分権の進展に伴い、自立した市として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくためには、まちづくりの担い手を育成し、市民と行政が一体となって取り組む必要があります。そのため、施策の企画段階から市民の意見を取り入れるなど、市民参画を推進します。

協働のまちづくりには、市民の公共的活動への参加意識の向上やNPO、ボランティア等の役割が重要になってくることから、総合的な情報の提供を行うなど、地域における自立的なコミュニティ活動の推進、支援を図ります。

公共サービスの向上に向け、行政の情報を積極的に公開し、市民の意見を的確に反映させるため情報の共有化を推進し、市民サービスの拡大を図り公正な市政を確保するため行方市情報公開条例の適切な運用を行い、ホームページなどを利用してわかりやすい行政情報の公開や市民からの意見聴取を積極的に進め、開かれた市民参加型の市政運営を推進します。

➡ 推進項目 2 4 番 ~ 2 7 番を参照

(5) 財政の健全化

財政の健全化のために、受益者負担の適正化や公共事業のコスト縮減、経費の節減、公営企業の経営健全化を推進します。

歳入歳出の均衡ある財政運営を進めるために、不断に財政状況を把握し、各事務事業の見直しを図っていきます。

非常に厳しい財政であるために、財源配分は重要なポイントであり財政の健全化のための計画を策定して、主体的に持続可能な財政構造の確立をしていくものであります。

税務課【収納対策室】を中心に現在の収納率をさらに向上させることはもとより、行政広報における広告料の導入検討等、新たな歳入の確保を図ります。

補助金の見直しについては、合併前からの課題であり、引き続き現状にあった内容を検討し、必要不可欠である最低限の事業に補助するものです。

各施設・各事業においては、受益者負担があるものの、引き続き採算性と公共性の両面から検討を行い、使用料・手数料の金額の適正化を図っていきます。

利活用の見込みのない財産の処分についても検討を重ねていきます。

➡ 推進項目 2 8 番 ~ 3 7 番を参照

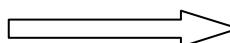
(6) 情報化の推進

現在、国や県においては、電子自治体(*11)の推進を進めているところです。市民サービスの向上として各自治体が自主的な取り組みが求められています。

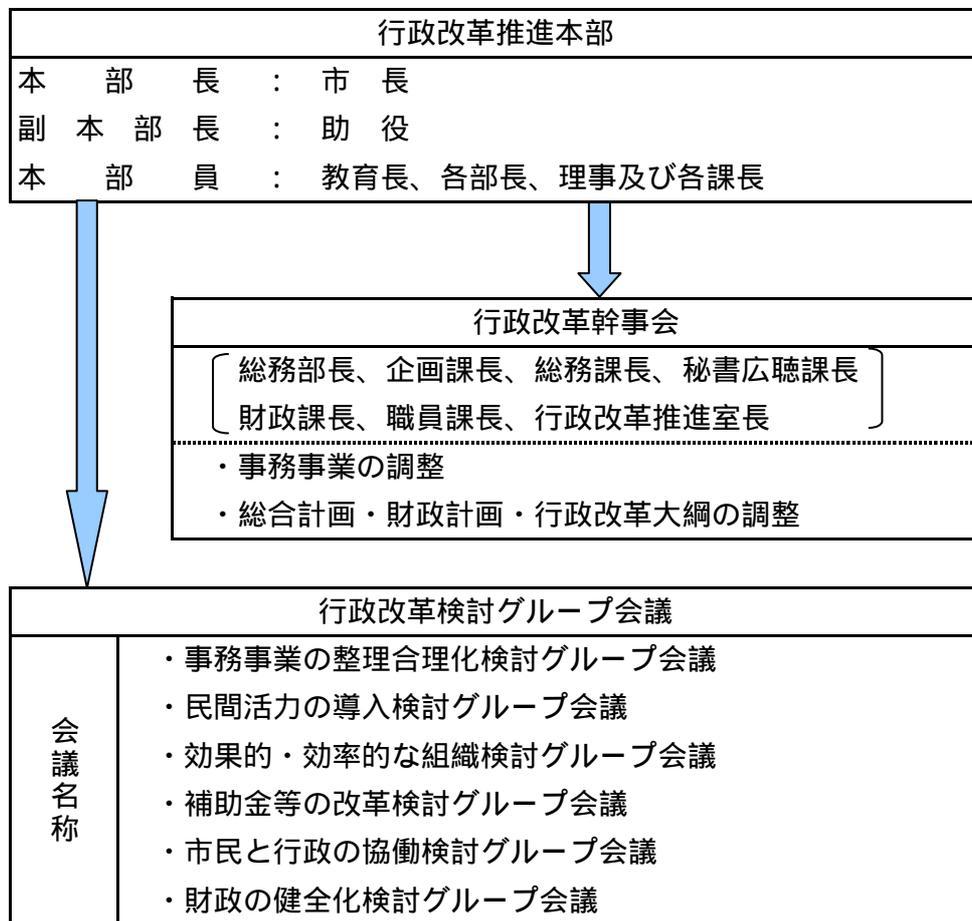
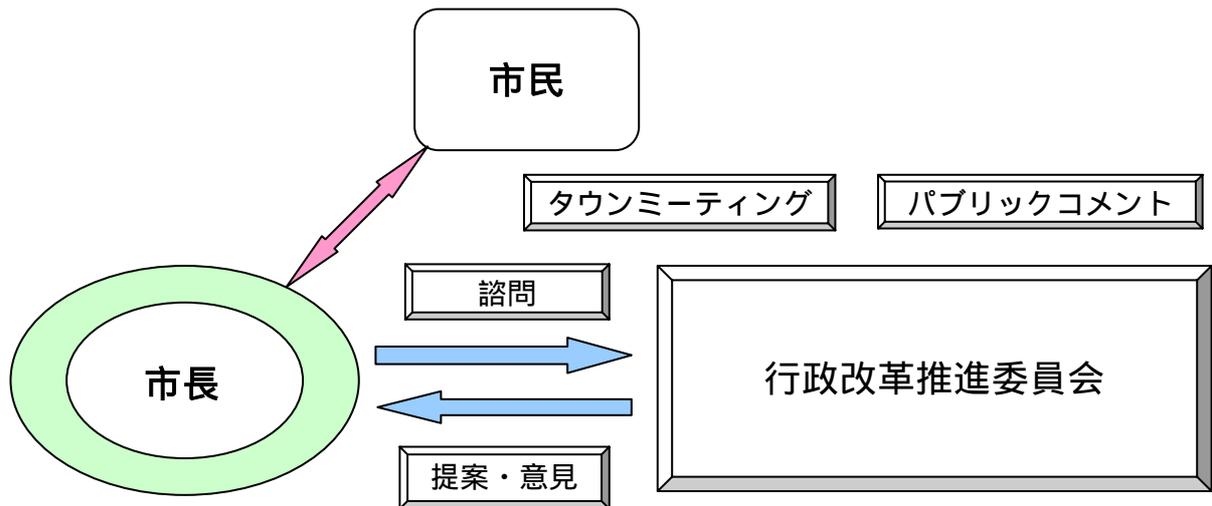
本市でも本年4月に「行方市情報化推進計画」を策定しましたが、今後はさらに、事務のスリム化を推進しながら情報のセキュリティの確保も考慮して、多様な機能を有するITの有効活用をしていく必要があります。

市民の生活をより快適にするために、またITを新たな協働体制の一角として、市民とのコミュニケーションの提供を図ります。

文書事務の電子化や情報化を推進するとともに、事務処理の見直しを行い効率化を図ります。

 推進項目38番～40番を参照

5. 行政改革大綱の推進体制



行政改革推進室

- ・行政改革推進委員会の事務局
- ・行政改革推進本部の事務局
- ・行政改革検討グループ会議の調整
- ・先進事例や改革動向の調査
- ・タウンミーティングの調整

6. 行政改革大綱の実施計画

(1) 事務・事業の再編並びに整理

番号	1				
推進項目	行政評価システム				
目標	結果重視の行政への転換、市民への説明責任、職員の意識改革などを図るため、行政評価システムの導入を進める。行政評価には、政策・施策・事務事業の評価があり、今回は事務事業評価を行うためのシステムの導入を図り実施する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担当課名	企画課・財政課				

番号	2				
推進項目	事務事業の各課マニュアル化				
目標	事務処理の短縮化、簡素化を図るため、主に窓口業務に関する業務手順書を作成し、市民サービスの向上を図る。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担当課名	関係各課				

番号	3				
推進項目	コンピューター関連の総点検				
目標	予算に占める電算関係の委託料、使用料及び賃借料の額が多く、ITコーディネータによる総点検を行い、コスト削減を目指す。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担当課名	関係各課・財政課				

番 号	4				
推 進 項 目	白帆荘の運営の見直し				
目 標	市内唯一の公営の宿泊施設であるが、宿泊客の減少、施設の老朽化など、大変厳しい経営環境にあり、運営委員会の意見を参考に、施設の存続廃止、経営内容・方法など期限を決めて今後の方針を決める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	総務課・白帆荘				

番 号	5				
推 進 項 目	北浦荘・天竜荘の運営の見直し				
目 標	社会福祉施設である両施設についても、施設の存続廃止、経営内容・方法など期限を決めて今後の方針を決める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	社会福祉課				

番 号	6				
推 進 項 目	教育施設の配置及び利活用				
目 標	現在策定中の教育プラン・教育施設適正配置検討委員会との整合性を図り、小中学校の統廃合、公民館などの社会教育施設、体育館・運動場などの社会体育施設の統廃合や利活用を計画的に・段階的に実施する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課				

番 号	7				
推 進 項 目	民間委託の推進				
目 標	基本的に、職員でなければならない事務以外については、委託する指針等を策定し民間への委託を検討する。特に、給食センターは、現在3ヶ所で開催しているが、今後は児童・生徒数が減少しあるいは、玉造給食センターの施設が老朽化してきているために統合できるかどうか、今後調理部門等の委託が可能かどうかの検討を行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課・学校教育課・関係各課				

番 号	8				
推 進 項 目	指定管理者制度の導入				
目 標	基本的に施設（庁舎・学校施設以外は除く）は、指定管理者制度導入の検討。民間のノウハウを活用して、費用を抑える。物産館については、平成19年度に導入をし、公園管理・有機肥料供給センター・文化センターは検討する。また、委託料が適正か確認する。（導入済：霞ヶ浦ふれあいランド・道の駅物産販売所・ディサービスセンター・高須崎公園・体験農場・交流センター）				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	総務課				

番 号	9				
推 進 項 目	管理委託の一括				
目 標	メンテナンス（消防設備・電気設備・清掃など）は、各施設等で、それぞれ委託をしている現状であるが、合理化を図るために可能な限り、公民館・体育館・図書館・給食センターなど一括委託を検討する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課				

番 号	10				
推 進 項 目	P F I 事業等の推進				
目 標	主に建築・土木構造物の計画・設計・工事・監理までの一連の導入、特に新庁舎建設等、大きな規模・事業に伴う場合に P F I 事業(*12) の利活用を検討する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課・関係各課				

番 号	11				
推 進 項 目	上部団体・同級団体の見直し				
目 標	行政サービスの向上や事務事業の効率化を図る観点から、広域的な処理が適切な事業については、広域行政圏で取り組みを推進する。また、市が負担している負担金は、鹿行広域事務組合、国・県が所管する上部外郭団体への支出が多くを占めており、経費負担のあり方、効果等を精査した上で、必要最小限度の負担にとどめる。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	総務課・関係各課				

番 号	12				
推 進 項 目	補助金交付団体の運営自立促進				
目 標	自立計画書の作成を義務化し、自立までの期間、事業内容を記載する。また、補助金の目的を改めて認識し、その目的が達成された段階において、速やかに廃止する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	13				
推 進 項 目	類似団体の合併促進				
目 標	すぐにできる類似団体は合併し、合併に時間のかかる団体については、合併計画書を策定し合併を進める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	14				
推 進 項 目	補助金等評価・決定システム				
目 標	補助金の適正な執行を行うため、特に単独補助や補助対象経費の範囲の見直しを推進する。また、新たな補助金で種類によっては、一定の交付期限（3年）を区切り、補助期間の期限化を推進し、第三者機関により審議する組織を設置する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課				

(2) 組織機構の適正化と職員の能力向上

番 号	15				
推 進 項 目	組織機構の継続的な見直し				
目 標	毎年度、職員数が減になるためにその職員数にあった組織、また、市民サービスを充実させるために組織の見直しを推進する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

番 号	16				
推 進 項 目	土・日の窓口事務開庁の方法				
目 標	費用対効果並びに需要と供給を考え、曜日の検討並びに窓口業務を将来1ヶ所にする。また、自動発券機設置の検討と市民が必要としている業務内容の確認及び見直しは、随時行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	総務課・総務窓口課・職員課・市民課				

番 号	17				
推 進 項 目	非常勤特別職の組織及び報酬の見直し				
目 標	整理統合した方が良い組織については、積極的に見直しを行う。また、報酬は、適正な金額であるか再見直しを行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	18				
推 進 項 目	人材育成方針				
目 標	質の高い行政サービスが効率的に提供できる人材育成基本計画の策定並びに、その適材適所への配置を行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

番 号	19				
推 進 項 目	職員の意識改革				
目 標	行政改革の成否は、各職員が市の行財政状況を理解したうえでの意識改革が必要であり、何事に対しても率先垂範して取り組む。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課・関係各課				

番 号	20				
推 進 項 目	人事評価システム				
目 標	職員の仕事に対する意欲を高めたりあるいは、職員の資質を向上させるために、2年後実施を目途に内部規則を策定する。また、評価に基づいて給与並びに人事等に反映させる。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

番 号	21				
推 進 項 目	市の職員数の適正化				
目 標	市の職員数を平成17年度から平成27年度において、115名、23.7%削減し効率的な行政運営を図る。そのためには、数値目標前年度比でH.18年 13名、H.19年 10名、H.20年 14名、H.21年 12名、H.22年 8名、H.23年 11名 合計 68名 14.0%の削減を目標とする。削減内容は、勸奨退職等も加味するものである。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

番 号	22				
推 進 項 目	非常勤職員等の活用				
目 標	将来の職員数を考慮すると、非常勤職員・嘱託職員・任期付職員・再任用職員等の配置によりメリットを最大限に活用する必要がある。規則を整備して、職員の活用を計画的に実施する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

番 号	23				
推 進 項 目	給与等の適正化				
目 標	各自治体等の状況を把握して、給与表の運用と諸手当の見直しを積極的に行う。すでに削減している手当（特別職の期末手当、管理職手当等）については、今後も継続的に検討を行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	職員課				

(4) 市民の参画による公共サービスの向上

番 号	24				
推 進 項 目	NPO・ボランティア団体との協働にかかわる指針				
目 標	地方分権や市民のニーズの多様化等が進む中、新たな地域社会の担い手として、様々な分野でNPO・ボランティア団体等との「協働」・「共創」による取組が求められ、まちづくりの上で重要な課題となるので、行方市では、基本方針の策定を推進する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	企画課				

番 号	25				
推 進 項 目	市民参画の環境整備				
目 標	市民のまちづくりへの自覚と意欲を高め、市民活動の重要性を理解して、地域づくりを推進していきます。また、職員が市民活動に積極的に参加することにより、市民との連帯感が高まり、協働の必要性をより実感できるための環境整備を推進する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 実施				
担 当 課 名	関係各課				

番 号	26				
推 進 項 目	まちづくり出前講座				
目 標	市民の皆さんが「行政のこんなところが知りたい」「こんな学習をしたい」という要望に市職員が出向き、市民の皆さんに出前講座を実施する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 検討	 実施			
担 当 課 名	秘書広聴課・生涯学習課				

番 号	27				
推 進 項 目	審議会等委員の選任方法				
目 標	各審議会の審議内容あるいは、男女間の比率などを考慮して定数の枠を定めて公募で採用する方法並びに、女性登用の向上を検討する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 実施				
担 当 課 名	関係各課				

(5) 財政の健全化

番 号	28				
推 進 項 目	財政計画の策定				
目 標	市の財政健全化の確保に向けた「財政計画」を策定し、今後の財政運営の取り決めを定め、予算編成及び財政運営の基本とする。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課・企画課				

番 号	29				
推 進 項 目	市債削減計画				
目 標	18年度末見込みで一般会計特別会計企業会計あわせて約310億円の未償還元金があり、削減計画をたて、財政健全化を図る。当該年度の地方債発行額を当該年度の元金返済額以下に抑制するなど、中長期的な財政の健全化を図る。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課				

番 号	30				
推 進 項 目	総枠配分による予算編成				
目 標	これまでの1件査定による予算編成から部を単位に予算配分し、政策的に重要度の高いものを優先に、事務事業を直したうえでの予算編成を実施し、限られた歳入の中での新たな行政課題への対応を図る。(19年度予算編成から導入の予定)				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課				

番 号	31				
推 進 項 目	上下水道の財政健全化				
目 標	上水道料金は、平成20年度に統一するように進める。各事業は、収益の向上、経費の削減、収納対策の強化、加入率を向上させる。その上で、下水道事業については、財務内容あるいは料金が適正かどうか検討する。また、市における繰出基準の明確化を図る。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	水道課・下水道課				

番 号	32				
推 進 項 目	税などの収納率の向上				
目 標	市税・国保税の滞納整理をはじめ上下水道、給食費、介護保険料などの未収金についても市民負担の公平性確保から滞納整理を強化し収納率の向上につとめる。(現年度分：市・県民税98.2%、固定資産税96.8%、軽自動車税97.0%、国保税93.0%)19年度以降については、社会経済状況を考慮して、年度当初に目標数値を設定する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	33				
推 進 項 目	広告料などの新たな歳入の確保				
目 標	広報誌・封筒及びホームページなどに広告の掲載を検討し、歳入の確保を図る。今後取り扱い要綱などの整備を行う。広告料収入による財源確保と地場産業の振興を図る。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	総務課・秘書広聴課				

番 号	34				
推 進 項 目	企業誘致活動				
目 標	雇用創出や地域経済の活性化を図るため、企業誘致や定住促進を進める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	企画課・都市計画課・商工観光課				

番 号	35				
推 進 項 目	市単独補助の見直し				
目 標	補助の必要性や費用対効果・事業内容を精査し直接事業に結びつかない経費を明確化する。補助金の同一団体への交付期間は、全て毎年見直しをすることとし、国・県等の制度による上乗せ補助金は、その補助期間終了後をもって見直しをする。尚、財政状況により見直し目標を設定する。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	36				
推 進 項 目	使用料・手数料等の見直し（施設利用料など）				
目 標	受益者負担については、負担の公平性の観点から適正な水準に設定する。施設利用にかかわる減免制度、減免基準の見直しを図る。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	関係各課				

番 号	37				
推 進 項 目	遊休市有地の処分				
目 標	遊休市有地の処分可能な土地、貸付可能な土地については積極的に処分・貸付を行う。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
担 当 課 名	総務課・企画課・都市計画課				

(6) 情報化の推進

番 号	38				
推 進 項 目	地域情報化の推進				
目 標	ホームページを利用し、行政情報及び行政の透明性を推進する。電子申請・届出サービスの手続き及び市内各施設の予約システムの拡充を行う。また、パソコンを持たない市民に対して、公共施設等に簡単に誰でも操作できる端末（タッチパネル式、一部整備済）を配置し、利用者の利便性に努める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
担 当 課 名	総務課・情報システム課・秘書広聴課				

番 号	39				
推 進 項 目	電子決裁の実施				
目 標	電子決裁は本年10月から一部稼働になり、様々な条件を整備して、20年4月を目途に本格実施し、事務の効率化を図る。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
担 当 課 名	総務課				

番 号	40				
推 進 項 目	入札契約制度の検討				
目 標	入札制度の一層の透明性・公平性・競争性の確保を図るため、従来の指名競争入札制度から一般競争入札制度などの導入を検討し、順次実施していく。また、事務執行の効率性が求められていることから県との共同利用運営による電子入札制度の導入に向けた検討を進める。				
年 度 別 計 画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					
担 当 課 名	財政課				

[用語の解説]

* 1 協働

市民と行政が一緒になって総合的に、地域のことを自分のこととして考え活動し、公共的サービスの提供を、力をあわせて行うこと。

* 2 行方市意見公募

市民と行政のパートナーシップを推進するための取組のひとつであり、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容等を公表し、これに対して市民などから提出された意見、要望などを考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手段。

* 3 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

総務省は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を受け、取組のための新たな指針を示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進を図るよう地方自治法第252条第17項第5号（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提供の要求）に基づき助言するものである。（平成17年3月29日通知）。簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する関連から、集中改革プラン及び改革の推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言などを行うとする。また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものとする。

* 4 集中改革プラン

集中改革プランは「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の中で、「行政改革大綱」に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果等について平成17年度を起点に概ね平成21年度までの具体的な取組を明示したもので、目標の数値化や具体的かつ住民にわかり易い指標を用いること、平成17年度中に公表することを地方公共団体に求めている。特に、定員管理では、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとしている。

* 5 効率的・効果的

効率的とは、行政活動一単位あたりのコストが減少すること。効果とは、成果が向上すること。

* 6 P D C Aサイクル

継続的な改革改善であり、目標達成のための計画（Plan）を立案し、その計画に基づき実行（Do）し、その結果を評価（Check）し、その評価結果を次の計画に反映（Action）させる仕組み。

* 7 行政評価

行政評価は、行政が実施している政策、施策、事務事業について成果指標などを用いて、有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが市民の視点に立って点検・評価をし、その結果を各種計画の企画立案、予算編成などに活かすことによって政策の質的向上を図るための行政改革のひとつの手法。

* 8 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理委託先について、公的な組織を主体に限定していた今までの管理委託制度に変わり新しく創設された制度である。民間活力の活用、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目標とした制度となっており、NPOや株式会社などの民間が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、公の施設を管理できるものとなっている。

* 9 参画

物事の計画段階から主体的に加わっていくことを参画、一般的に決められたことにしたがって加わることを参加という。

* 10 NPO

非営利団体または、非営利組織と訳される。組織原理に非営利性をもっている民間組織で、市民団体（市民活動団体）やボランティア団体を指す場合に用いることが多い。また、企業などの営利組織は基本的に収益を株主などの関係者間で分配するが、NPOは収益が出れば分配せず、次の社会貢献活動に充当する。

* 11 電子自治体

行政内部や行政と住民の間で書類等により行われている各種事業をオンライン化し情報ネットワークを通じて時間的・地理的な制約なく一元的に情報を瞬時に共有・活用すること。

* 12 PFI

民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して、公共施設などの設計から建設、維持管理、運営などの全部または一部を一体的に行うため、効率的で効果的な公共サービスの提供が可能となる。また、これまで公共が負担していたリスクを官民で適切に分担するため、事業全体のリスク管理が効率的に行われ、低廉で良質な公共サービスの提供が図られる。

[資 料]

行方市行政改革推進委員会設置条例

平成17年 9月 2日

条例第8号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため行方市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、行方市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年9月2日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

行方市行政改革推進委員会委員名簿

番号	氏 名	所 属 等	備 考
1	高 野 貫 一	市議会議長	
2	磯 山 信 也	市議会総務委員会委員長	
3	中 川 治 美	農業委員会会長	
4	高 柳 卓 雄	区長会会長	
5	井 上 繁	常磐大学教授	会 長
6	高 野 婦美子		
7	渋谷 泰 正		
8	伊 藤 伸一郎		
9	横 田 太 一		
10	宮 本 正 子		
11	清 水 春 江		
12	阿 部 剛		副会長

行方市行政改革推進本部設置要綱

平成17年 9月 2日

訓令第2号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、行方市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役(助役に事故あるときは総務部長)をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各部長、理事及び課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、行政改革推進室において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

職員の定員管理計画

年 度	職員数(名)	対前年度増減 数(名)	累計増減数 (名)	対17年度増 減率(%)
17年度	485	-	-	-
18年度	472	13	13	2.6
19年度	462	10	23	4.7
20年度	448	14	37	7.6
21年度	436	12	49	10.1
22年度	428	8	57	11.7
23年度	417	11	68	14.0
24年度	408	9	77	15.8
25年度	397	11	88	18.1
26年度	384	13	101	20.8
27年度	370	14	115	23.7

*職員数には、教育長を含む。

*職員の採用については、各年度とも前年度の退職者数の30%以内とする。

大綱策定までの取組状況

平成17年度	
平成17年 9月 2日(金)	行方市発足
平成18年 3月 1日(水)	第1回行政改革推進本部会議(発足)
3月 3日(金)	第1回行政改革推進委員会会議(発足)
平成18年度	
4月20日(木)	第1回行政改革幹事会会議
5月 1日(月)	第2回行政改革推進本部会議
5月 9日(火)	第2回行政改革推進委員会会議
5月12日(金)	牛久市視察 行政改革推進室
5月24日(水)	補助金等の改革検討グループ会議(第1回)
	効果的・効率的な組織検討グループ会議(第1回)
5月25日(木)	市民と行政の協働検討グループ会議(第1回)
	民間活力の導入検討グループ会議(第1回)
5月26日(金)	事務事業の整理合理化検討グループ会議(第1回)
	財政の健全化検討グループ会議(第1回)
5月29日(月)	まちづくり事務事業等ヒアリング 玉造庁舎
	地区懇談会開始 (立花地区)
5月30日(火)	まちづくり事務事業等ヒアリング 麻生庁舎
	地区懇談会 (現原地区)
5月31日(水)	まちづくり事務事業等ヒアリング 北浦庁舎
	第2回行政改革幹事会会議
6月 1日(木)	市議会総務委員事務調査 那須烏山市
6月 2日(金)	市議会総務委員事務調査 内容:行政改革
6月 3日(土)	地区懇談会 (玉造地区)
6月 5日(月)	第3回行政改革推進本部会議
	地区懇談会 (手賀地区)
6月 6日(火)	民間活力の導入検討グループ会議(第2回)
6月 7日(水)	補助金等の改革検討グループ会議(第2回)
	効果的・効率的な組織検討グループ会議(第2回)
6月 8日(木)	市民と行政の協働検討グループ会議(第2回)
	第3回行政改革推進委員会会議
6月 9日(金)	事務事業の整理合理化検討グループ会議(第2回)
	地区懇談会 (玉川地区)
6月19日(月)	財政の健全化検討グループ会議(第2回)
6月21日(水)	民間活力の導入検討グループ会議(第3回)
6月22日(木)	補助金等の改革検討グループ会議(第3回)
	効果的・効率的な組織検討グループ会議(第3回)
6月23日(金)	市民と行政の協働検討グループ会議(第3回)
	事務事業の整理合理化検討グループ会議(第3回)
	地区懇談会 (津澄地区)
6月26日(月)	地区懇談会 (要地区)
6月27日(火)	財政の健全化検討グループ会議(第3回)
	地区懇談会 (武田地区)

6月29日(木)	第3回行政改革幹事会会議
	地区懇談会 (太田地区)
6月30日(金)	第4回行政改革推進本部会議
	地区懇談会 (大和地区)
7月1日(土)	市民意見公募(パブリックコメント)開始
	市報7月号、ホームページに掲載
7月2日(日)	地区懇談会 (麻生地区)
7月3日(月)	地区懇談会 (小高地区)
7月4日(火)	第4回行政改革推進委員会
	7月全体庁議 牛久市桐原助役 行政改革をテーマに講演
	地区懇談会 (行方地区)終了 計13箇所
7月12日(水)	効果的・効率的な組織検討グループ会議(第4回)
7月13日(木)	部課長・理事行革ヒアリング(北浦庁舎)
7月14日(金)	部課長・理事行革ヒアリング(玉造庁舎)
7月18日(火)	部課長・理事行革ヒアリング(北浦・玉造・麻生庁舎)
7月19日(水)	部課長・理事行革ヒアリング(麻生庁舎)
7月20日(木)	議会総務委員会 行革研究会発足
7月26日(水)	事務事業の整理合理化検討グループ会議(第4回)
	効果的・効率的な組織検討グループ会議(第5回)
7月27日(木)	民間活力の導入検討グループ会議(第4回)
	市民と行政の協働検討グループ会議(第4回)
7月28日(金)	補助金等の改革検討グループ会議(第4回)
	財政の健全化検討グループ会議(第4回)
7月31日(月)	第4回行政改革幹事会
	パブリックコメント締め切り
8月4日(金)	第5回行政改革推進本部会議
8月17日(木)	第5回行政改革推進委員会
9月6日(水)	第6回行政改革推進委員会

行方市の歳入歳出状況

単位: 百万円

項目 年度	歳入							歳出											經常 収支 比率	財政力 指数
	市税	地方交 付税	国・県 支出金	市債	その他	歳入計	うち經常 一般財 源	義務的経費					補助費 等	繰出金	投資的 経費	物件費 その他	計	うち經常 経費充 当一般財 源		
								人件費	うち職員	扶助費	公債費	計								
H13	3,334	6,832	1,421	1,192	3,069	15,849	11,306	3,975	2,693	825	1,954	6,755	1,827	1,141	2,663	2,748	15,133	9,607	85.0%	-
H14	3,298	6,378	1,522	2,002	3,592	16,792	10,951	3,802	2,539	848	2,099	6,748	1,968	1,226	3,464	2,742	16,147	9,636	88.0%	-
H15	3,209	5,781	1,917	2,053	3,676	16,636	10,962	3,770	2,515	1,001	2,219	6,990	1,998	1,283	2,763	2,804	15,839	9,721	88.7%	0.37
H16	3,439	5,149	1,539	1,710	3,916	15,753	10,383	3,771	2,508	1,073	2,221	7,066	2,401	1,331	1,971	2,634	15,403	9,734	93.7%	0.39
H17	3,343	5,314	1,822	1,339	3,722	15,540	10,179	3,752	2,510	1,321	2,208	7,281	1,718	1,718	2,084	2,625	15,426	10,053	98.8%	0.41
H18	3,217	5,400	2,508	2,528	3,510	17,164	10,378	3,725	2,476	1,712	2,185	7,622	1,735	1,423	3,517	2,858	17,154	10,077	97.1%	0.43

* 平成17年度までは実績、平成18年度は当初予算で、予備費は除いています。歳入の經常一般財源には、臨財債・減税補填債を含めています。

* 美化センター分は、各町からの負担金を減額し、人件費や公債費等に分配してます。

平成17年度末市債現在高 18,297百万円
人口1人当たり 457千円
平成17年度末基金現在高 2,163百万円
人口1人当たり 54千円

* 市債現在高: 一般会計借入れ額の現在残高です。

* 基金現在高: 一般会計貯金の現在残高です。

* 財政力指数

行方市において、標準的に収入される地方交付税以外の交付金等と市税の約75%の額(基準財政収入額)を、国で評価した經常的な一般財源に係る経費(基準財政需要額)を除いた3年間の数字。例えば、日常的な経費を親に頼らないで、自分の収入だけで出来る割合です。

* 公債費

借入金の毎年の返済額で、皆さんの家計では住宅・車ローンや教育ローンに相当し、近年は教育ローンが増えている状況です。

* 扶助費

児童・老人・障害者等の社会保障に係る経費で、H17から合併による市政により生活保護費等が新たに増えました。皆さんの家計では子供やお年寄りに係る経費や医療費に相当します。

* 人件費

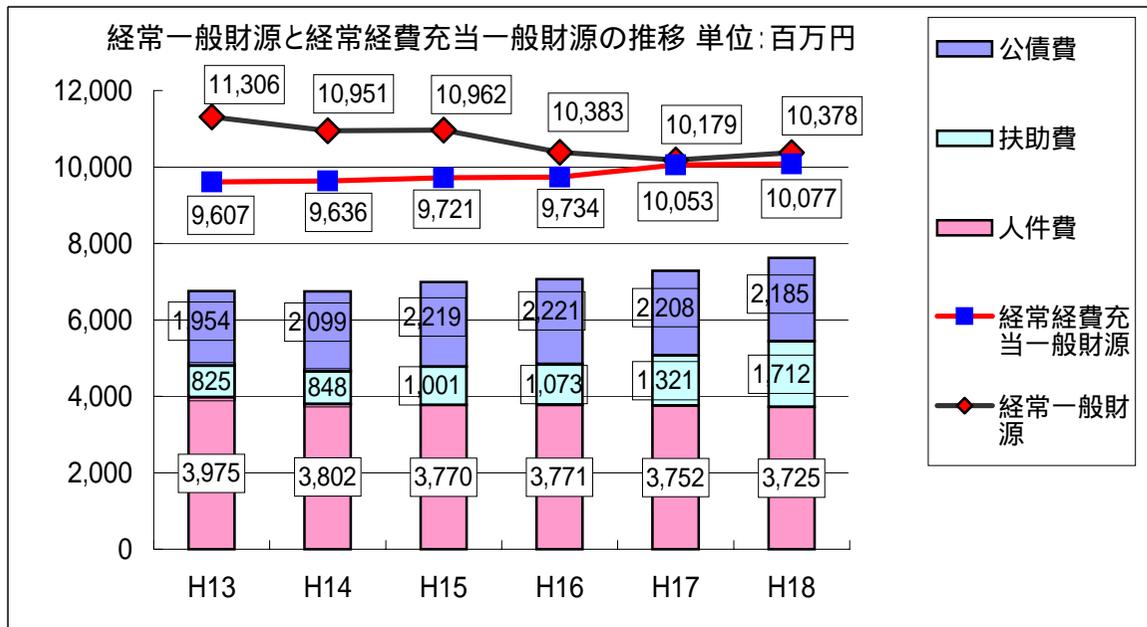
行方市に必要な人に係る経費で、職員や議員、区長等の経費です。皆さんの家計では、生活費の中の衣食住に相当します。

* 經常経費充当一般財源

行方市が毎年經常にかかる経費に、經常的に入る収入(市税や交付税)をどの位使ったかで、その割合が經常収支比率です。皆さんの家計では、上記の項目等の生活費や日常的な経費(近所付き合いや子供の教育に係る経費)に、毎月入る給料でやりくりする金額です。近年はお年寄りや子供達に係る経費が増えてやりくりするのが大変な状況です。

* 經常一般財源

行方市で毎年經常に入ってくる収入(市税や交付税等)です。皆さんの家計では、給料に相当し近年は会社が厳しいため、給料を下げられた状況です。



行方市行政改革大綱

〒311-3892

茨城県行方市麻生1561-9
行方市 行政改革推進室

TEL 0299-72-0811
FAX 0299-72-2174